

水戸市告示第 30 号

水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項を次のように定める。

平成 24 年 3 月 1 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市私道路用地の寄附の受入れに関する要項

(目的)

第 1 条 この要項は、市道の用地として私道路の用地（以下「私道路用地」という。）の寄附を受け入れることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受入れの要件)

第 2 条 寄附の受入れの対象となる私道路用地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 有効幅員が 5.5 メートル以上であること。
- (2) 起点及び終点が国道、県道若しくは市道（以下この号において「公道」という。）に接続するもの又は起点が公道に接続する袋路状のもので起点から最終に位置する住宅、店舗若しくは事務所（以下「建築物」という。）の敷地までの延長が 35 メートル以上 250 メートル以下のものであること。
- (3) その敷地が当該私道路用地に接する所有者の異なる建築物（その敷地が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 43 条に規定する要件を満たすために当該私道路用地を必要とするものに限る。）が 3 以上あること。
- (4) 別図 1 のとおり整備されていること。
- (5) 接続箇所及び屈曲箇所に別図 2 に掲げる斜辺 2.0 メートル以上（接続箇所の片側のみに設ける場合にあつては、斜辺 3.0 メートル以上）のすみ切りが設けられていること。
- (6) 縦断こう配が 9.0 パーセント以下（地形の状況その他の理由により市長がやむを得ないと認める場合にあつては、12.0 パーセント以下）であること。
- (7) 側溝等の排水施設が設置され、かつ、雨水の放流先が確保されていること。
- (8) 下水道管及び水道管について、市の整備状況等を勘案し、市長及び水道事業管理者との協議が整っていること。
- (9) 工作物その他の占用物件が設けられていないこと。ただし、市長が道路の管理及び交通に支障がないと認める占用物件については、この限りでない。
- (10) その区域が境界を明らかにするための標柱等で明示されていること。
- (11) 所有権以外の権利が存しないこと。

2 前項の規定にかかわらず、道路として10年以上使用されており、かつ、当該私道路に接する建築物の敷地のうち、当該接する部分の延長の合計を当該私道路用地の延長に2を乗じて得た数で除して得た数が0.5以上である私道路用地に係る寄附の受入れの要件は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 前項第2号、第5号、第6号及び第9号から第11号までに掲げる要件を満たすものであること。

(2) 道路幅員が4メートル以上であること。

(3) その敷地が当該私道路用地に接する所有者の異なる建築物（塀、柵等が設置されていることにより、当該私道路用地をその敷地との通行のために利用しないものを除く。）が3以上あること。

(4) 碎石の敷設等により路面が平坦であること。

(5) 自然流下により雨水を排除するための整備が可能であること。

（事前協議）

第3条 私道路用地の寄附をしようとする所有者（所有者が複数である場合には、その代表者）は、私道路用地寄附事前協議書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 公図の写し

(3) 登記事項証明書（全部事項のもの）

(4) 地積測量図その他の参考となる書類

(5) 占有物件明細書

2 市長は、前項の規定による協議があった場合は、その内容を審査し、及び現地調査を行い、その結果を私道路用地寄附事前協議結果通知書（様式第2号）により、当該協議を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定により協議の内容を審査するに当たっては、水戸市補助機関に関する規程（平成9年水戸市規程第6号）別表第1に規定する水戸市道路線認定等審査会が同規程第4条第3項の規定により設置する部会において調査及び検討を行うものとする。

（寄附の申請等）

第4条 所有者は、前条の規定による協議が整ったときは、私道路用地寄附申込書（様式第3号）に、前条第1項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 寄附願

(2) 登記承諾書兼登記原因証明情報

(3) 印鑑登録証明書

(4) 資格証明書（法人の場合に限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、その適否を決定し、私道路用地寄附受入れ可否決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとし、寄附の受入れに係る業務が完了したときは、私道路用地寄附受領書(様式第5号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(占有許可申請)

第5条 第2条第1項第9号ただし書に規定する占有物件が設けられた私道路用地について、寄附の受入れに係る業務が完了したときは、当該占有物件の所有者は、市長に対し、使用に係る許可の手続きを行わなければならない。

(費用負担)

第6条 私道路用地の寄附に係る費用のうち、所有権移転登記に要する費用は、市の負担とする。

2 前項に規定する費用以外の寄附に係る費用は、私道路用地の寄附をしようとする者の負担とする。ただし、第2条第2項に規定する私道路用地に係る寄附の場合は、この限りでない。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

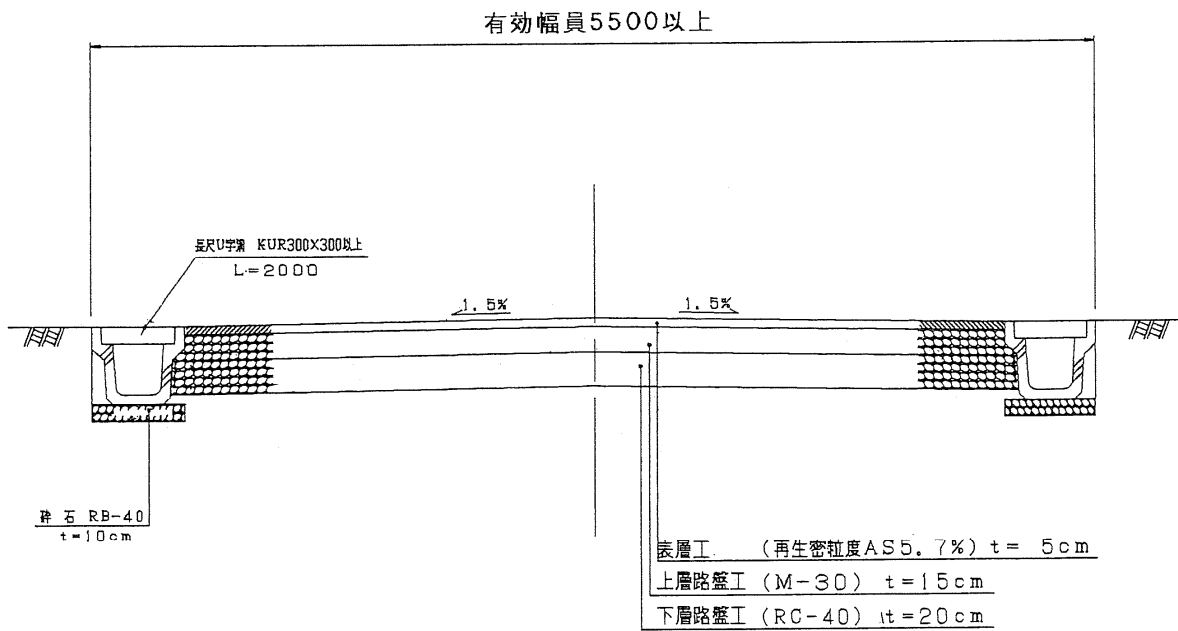
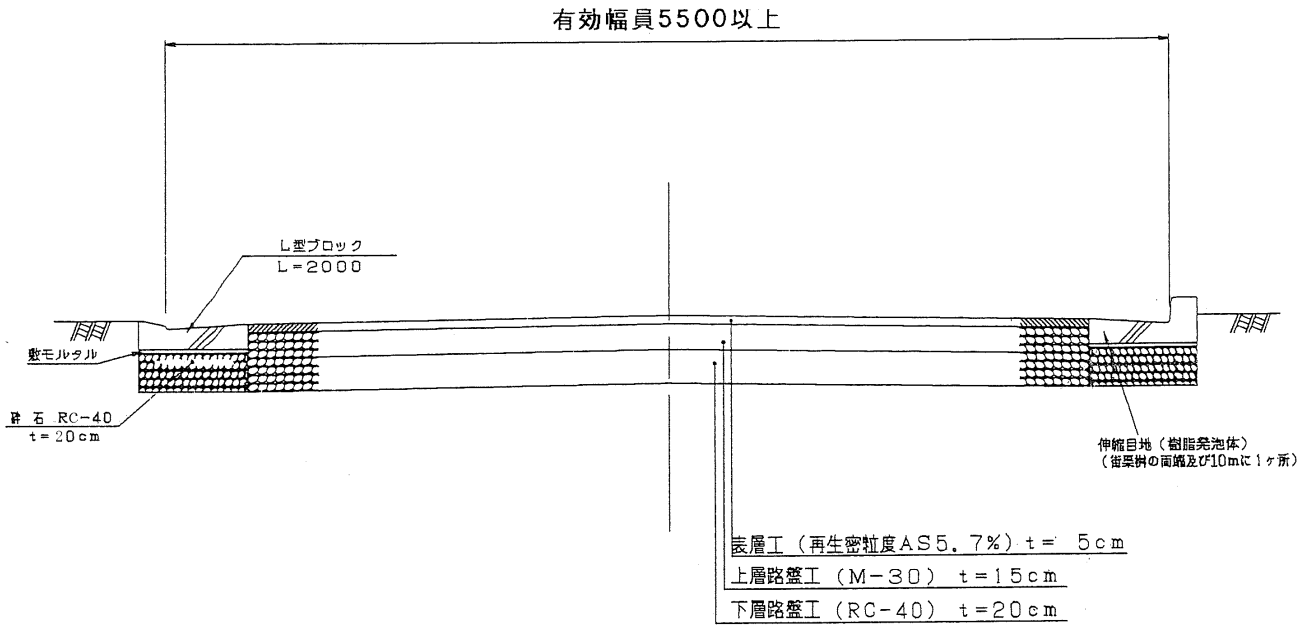
(施行期日)

1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

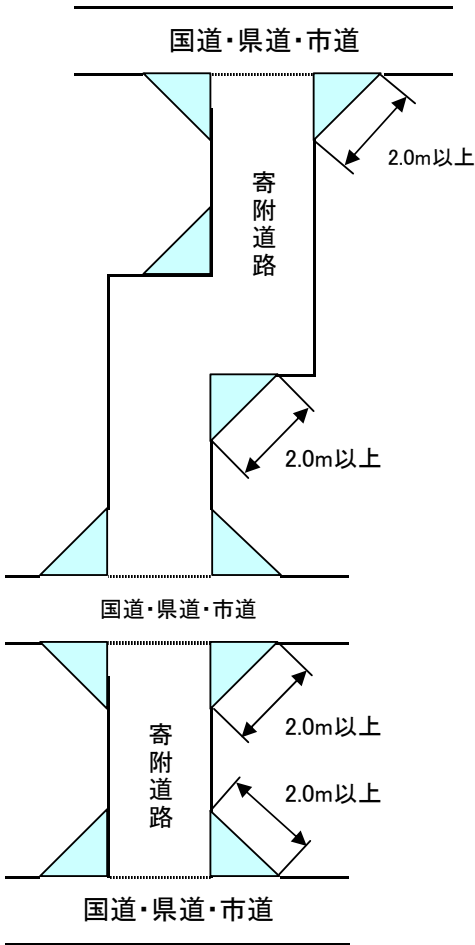
2 この要項の施行の際現にこの要項による改正前の第3条の規定により事前協議書が提出されている私道路用地に係る寄附の受入れについては、なお従前の例による。

別図1

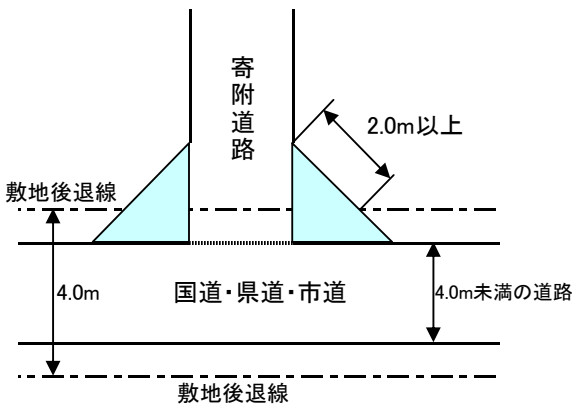


【すみ切り位置】

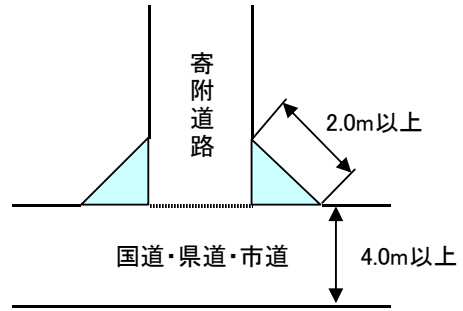
(接続箇所及び屈曲箇所)



【起点・終点が4.0m未満の道路】

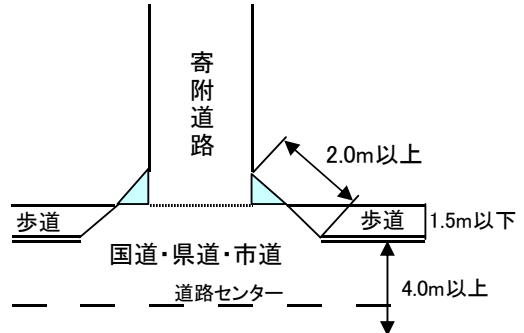


【歩道無し】



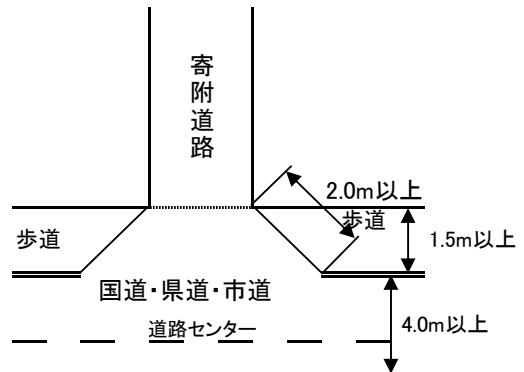
【歩道有り】

歩道幅1.5m以下



【歩道有り】

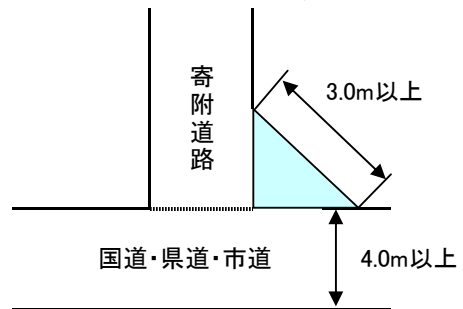
歩道幅1.5m以上



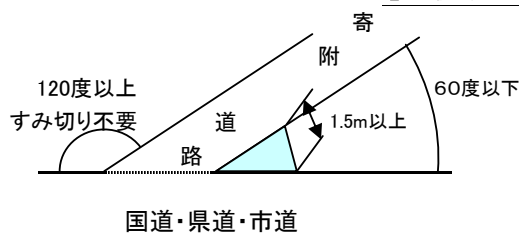
【片側すみ切り】

◎歩道が有る場合は上図と同じ

◎前面道路が4.0m以下の場合には左図と同じ



【片側すみ切り】



◎角度が120度以上すみ切り不要

◎角度が60度以下すみ切り長1.5m以上

◎歩道が有る場合は上図と同じ

◎前面道路が4.0m以下の場合には左上図と同じ